

【事案 I - 1】 契約転換無効確認請求

・平成 29 年 4 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

申立人を共済契約者および被共済者として締結された生命共済契約の転換契約は、申立人の親族が、申立人の同意を得ずに被申立人との間で手続きしたものであるから、当該転換契約は無効であるとして、契約（転換）時以降の共済掛金の累計額およびそれにかかる遅延利息の支払を求めて申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、契約（転換）時からの共済掛金累計額および遅延利息を支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人を被共済者とする生命共済について、申立人の意向を確認せずに契約転換の手続きがされている。本件転換契約の掛金振替も申出人名義の口座から無断で行われており、不当な契約の締結である。
- (2) 申立人が本件転換契約の存在を知ったのは、被申立人から契約内容の案内が郵送されてきた平成 28 年 7 月である。ただし、それまでの間、被申立人からの通知等郵便物については、申出人の親族が受領・管理しており、申出人が契約内容等について確認することはなかった。
- (3) 申立人が疾病入院共済金・手術共済金を平成 25 年 6 月、平成 27 年 7 月の 2 度請求したのは、親族が申立人を被共済者とする契約をしてくれていたものと考えていたからであり、本件転換契約を申出人が追認したわけではない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 本件転換契約は、申立人の実父または実母の代筆による手続きと思われるが、その日付において申立人と同一の住所地に居住していたのであるから、この転換手続について申立人本人も十分承知していたと思われる。また、申立人は、申立人名義口座からの振替によって、共済掛金を 10 年以上、現在に至るまで支払っている。
- (2) 本件転換契約については、毎年契約一覧を申立人宛に登録住所へ送付しており、本件転換契約の内容について確認できる機会が現在まで 10 回以上ある。また、同様に「共済掛金払込のご案内」や「共済掛金払込証明書」を毎年送付しているが、申立人からの異議は申し立てられていない。
- (3) 平成 25 年 6 月と平成 27 年 7 月の 2 度、申立人は疾病入院共済金・手術共済金を請求しており、仮に本件転換契約が申立人の実父母が権限なく締結したものだとし

ても、2度の共済金請求行為は契約転換の追認であり、本件転換契約は転換時点に遡って有効である。

<裁定の概要>

審議会において、当事者双方の陳述内容や被申立人への事情聴取等から、和解による解決が妥当と判断し、審議会より両当事者に対し和解の打診を行った結果、本件転換契約の効力に関する争いをやめ、被申立人が申立人に対し和解金を支払い、申立人と被申立人との間の共済契約は存在しないことを確認することで両当事者が合意し、和解成立に至った。